

先進医療技術審査部会において承認された新規技術に
対する事前評価結果等について

整理 番号	技術名	適応症等	医薬品・ 医療機器等情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	事前評価		その他 (事務的対 応等)
							担当構成員 (敬称略)	総評	
092	切除不能、局所療法不適の肝細胞癌に対する陽子線治療	切除不能、局所療法不適の肝細胞癌	・陽子線治療システム 株式会社日立製作所 ・アクアプラスト アイテム有限会社	281万5千円	35万5千円	15万6千円	藤原 康弘	適	別紙4
093	切除不能、局所療法不適の肝細胞癌に対する重粒子線治療	切除不能、局所療法不適の肝細胞癌	・重粒子線照射装置 三菱電機 ・粒子線治療装置(炭素イオン/陽子タイプ) 三菱電機 ・粒子線治療装置 株式会社東芝 ・重粒子線治療装置 株式会社東芝 ・シェルフィッター クラレトレーディング株式会社 ・モールドケアRⅠ・Ⅱ BR アルケア	314万円	27万4千円	11万8千円	藤原 康弘	適	別紙5
094	ゲムシタビン耐性胆道癌患者を対象としたアキシチニブ単剤療法	切除不能又は再発胆道癌(ゲムシタビンに耐性を示す症例に限る)	・アキシチニブ 1 mg錠 ファイザー株式会社 ・アキシチニブ 5 mg錠 ファイザー株式会社	113万2千円 (アキシチニブ112万8千円相当は企業による提供、人件費4千円は実施施設負担、患者負担額は0円)	11万6千円	5万円	山口 俊晴	適	別紙6

※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

【備考】

- 先進医療A
1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
2 以下のような医療技術であって、当該検査等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B
3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。